

<日本史探究②> 飛鳥時代⑤ 教科書: P.38~P.39

II 持統朝の政治

天武天皇の皇后

<1. >(称制 686~689 / 在位 690~697) 都: (2.)

① 689年 (3.) の施行 689
→ 翌年 (4.) 作成 ← 班田收授の基準となる農民支配の根本

天智天皇のときは?

↑ 以後6年ごとに戸籍作成

台帳

② (5.) 年 (2.) に遷都

・ 中国の (6.) をモデルにした都
→ (7.) を持つ初の本格的な宮都

↳ 墓盤目状に土地を区画する制度

・ (8.) の大和三山に囲まれた地。

694

ロクヨンしょーゼ!

藤原、今日!



問(1) 684年、天武天皇は姓を8つにランク分けした。これを? ()

問(2) 天武天皇頃に鋳造された銅錢は? ()

問(3) 「大君は神にしませば 天雲の…」の句にある「大君」とは誰のこと? ()

問(4) 天武天皇の後に即位した天皇は? ()

問(5) (A) 天皇が制定し、(B) 天皇が689年に施行した法令を(C) といつ。

A=[] B=[] C=[]

問(6) (5)のCに基づいて作った戸籍は? ()

問(7) (4)は都をどこに移したか? また、それは何年? () () 年

12 大宝律令の完成

<9. >(697~707) 天武・持統天皇の孫 都: (10.)

① (11.) 年 (12.) の完成 701
大宝一不比等 刑部親王
なあオイ! 大砲 ふとっぽすぞ オッサン!

・ 3を基礎に、(13.) の永徽律令を手本に、<14. > や

<15. > が中心となり作成した!

・ (16.) = (17.)。ほぼ13の16をマネ!

・ (18.) = (19.)。←今まででは「令」だけだった!

② 国号が「倭」から「日本」へ。702年に(20.)も再開

③ 大化の改新以来目指されてきた(21.)体制が整う!